

懸賞SA 解答 2024年 8月号

問1 正解④

憲法14条1項後段は、人種、信条、性別、社会的身分、門地による差別を特に禁じているが、これらの事由は、差別してはならないものを例示的に列挙したにすぎないのであって、その他の事由に基づく差別も原則として禁じられている（最大判昭48.4.4）。

問2 正解⑤

警職法3条の保護は、あくまで救助を要すべき状態にある者について、その者を救助することを目的として行われるものであり、犯罪の捜査や予防等のために行うことは認められていない。

問3 正解③

事情によって、その刑を減輕することができるのは、障害未遂の場合である（任意的減免、刑法43条本文）。一方、中止未遂の場合は、その刑を必ず減輕又は免除することになっている（必要的減免、同条ただし書）。

問4 正解①

通常逮捕状の請求ができるのは、検察官又は司法警察員であり、警察官である司法警察員については、公安委員会が指定する警部以上の者に限られている（刑訴法199条2項）。したがって、この指定を受けていない警部補以下の者などについては、逮捕状を請求する権限が認められていない。

問5 正解②

被害者連絡制度は、捜査状況や被疑者の検挙状況・処分状況などについて連絡を行うものであるが、情報提供を望まない犯罪被害者等もいることから、あくまで犯罪被害者等の意向を酌んで実施されている。

問6 正解③

行方不明者届を受理した段階から、家族、知人等関係者に対する行方不明に至る背景等の事情聴取、目撃者の確保、防犯カメラや携帯電話等の精査等の情報収集を徹底して、それらの情報をもとに危険性等の適切な判断に努めることが必要である。

問7 正解②

警らは、警ら要点を全般にわたって勤務計画に従って巡行するが、警察事象の変化に伴い、地域警察幹部（宿直幹部）の指示を受けて、警らの時間、地域、方法の弾力的な変更に配慮する。

問8 正解①

取調べに当たっては、被疑者に関する資料を検討して、その人物、性行等を把握するとともに、事件内容、証拠物等捜査資料を検討して取調べ方法を十分考慮し、取調べ環境を整備した上で行わなければならない。

問9 正解⑤

道交法第2章の歩行者の通行方法については、行列等の通行の場合を除き、直罰規定が設けられていない。すなわち、警察官等が違反行為をしている歩行者に対して正しい通行方法を指示したものの、この指示に従わなかった場合について罰則が設けられているにとどまる（道交法15条、121条1項7号）。

問10 正解④

ノーベル賞は、アルフレッド・ノーベルの遺言に基づいて1901年に創設された賞であり、現在では「物理学賞」「化学賞」「生理学・医学賞」「文学賞」「平和賞」及び「経済学賞」の6部門がある。